二　当該申請事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して申請事項の提供がある場合（再交付の申請の場合を除く。）　非課税口座開設確認書の交付を行わない旨その他財務省令で定める事項を記載した書面

11　第七項及び第八項の規定は、第五項第一号の非課税口座開設届出書の提出をする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者及び当該非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長について準用する。

12　既にその年中に非課税口座を開設するための非課税口座開設届出書の提出をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、当該非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長及び当該金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該年と同一年中に非課税口座を開設するための非課税口座開設届出書の提出をすることができない。

13　非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、その非課税口座開設届出書の提出をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日、基準日における国内の住所その他の財務省令で定める事項を、第九項各号に掲げるいずれかの方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

14　前三項に定めるもののほか、金融商品取引業者等が非課税口座につき備え付けるべき帳簿に関する事項、非課税口座開設届出書の提出をした個人がその提出後当該非課税口座開設届出書に記載した事項を変更した若しくは変更する場合又は第九条の八及び第一項から第四項までの規定の適用をやめようとする場合における届出に関する事項その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15　金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等の営業所に開設されていた非課税口座がある場合には、財務省令で定めるところにより、当該非課税口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年中に当該非課税口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の配当等の額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書を作成し、その年の翌年一月三十一日までに、当該金融商品取引業者等の当該非課税口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

16　非課税口座を開設されている金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより前項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、同項の規定により同項の報告書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク等の提出をもつて同項の所轄税務署長に提出すべき報告書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第十八項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、前項の所轄税務署長に提出すべき報告書とみなす。

17　前項に定めるもののほか、非課税口座において処理された上場株式等の譲渡又は非課税口座内上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条、第二百二十四条の三及び第二百二十五条の規定の特例その他第十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

18　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十五項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の非課税口座及び当該非課税口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

19　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

20　第十八項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十七条の十四の二第一項及び第二項中「第三十七条の十第一項の」を「同法及びこの章の」に改め、同条第五項第三号中「同条第十二号の二」を「同号イ」に、「分割法人の株主等に」を「分割対価資産として」に改め、「（当該株主等に対する株式に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付された同条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、同条第六項を次のように改める。

6　第一項又は第二項に規定するその有する株式が第三十七条の十二の二第二項又は第七項に規定する上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同条第二項第四号中「第三十七条の十第三項又は第四項各号」とあるのは「第三十七条の十第三項若しくは第四項各号又は第三十七条の十四の三第一項若しくは第二項」と、同条第七項中「第二項各号」とあるのは「第三十七条の十四の二第一項若しくは第二項」と、同条第七項中「第二項各号」とあるのは「第三十七条の十四の二第六項の規定により読み替えられた第二項第四号」とする。

第三十七条の十四の三第一項及び第二項中「第三十七条の十第一項」を「同法及びこの章」に改め、同条第四項を次のように改める。

4